

令和2年3月17日

受講生の皆様へ

新型コロナウイルスの感染防止のための 特別措置の実施について（第2報）

本年2月28日付で「新型コロナウイルスの感染防止のための特別措置について」受講生の皆様にお知らせをしたところですが、本年4月に実施する講習については、下記3の取扱いを追加しますのでお知らせします。

なお、2月28日のお知らせのとおり、発熱や咳、全身痛などのウイルス感染症の疑いがある症状がみられる場合は、受講等について慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

当連合会では今のところ感染防止対策を取り予定通り講習を実施しますが、受講者の健康確保や新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当面以下のとおり特別措置を実施します。

記

- 1 受講される方は、手洗いや咳エチケット（マスク着用）等、感染症対策の徹底をお願いします。
- 2 発熱等の風邪症状がみられることにより、講習の受講を見合わせる方につきましては、受講日の変更を行いますので、前日又は当日の講習開始時刻までに当連合会へご連絡をお願いします。（連絡先 兵庫労働基準連合会 電話078-231-6903）
その際は、病院を受診される場合は、診療の明細のわかる書類の提出をお願いしますが、受診が出来ない場合は事業主の証明の提出をお願いします。
- 3 （追加事項） 受講日変更の取扱い
受講日の変更（繰り延べ）を希望される場合であって、当連合会（連絡先 兵庫労働基準連合会 電話078-231-6903）に電話のうえ、「受講日変更連絡書」をファックスにて提出された場合については、先の日程の講習に変更させていただきます。
（事前連絡の上、1週間前の17時までにファックスにて「受講日変更連絡書」の提出があった場合に限る。なお、1週間前の日が休日にあたる場合はそれ以前の直近営業日の17時までとする。）
- 4 上記の措置は、令和2年4月に実施する講習を対象とします。

一般社団法人兵庫労働基準連合会

令和2年3月17日